



議会だより



雪入ふれあいの里公園の梅（平成20年2月5日撮影）

目次 CONTENTS

1. 12月定例会審議	2～4 PAGE
2. 討論	5～6 PAGE
3. 委員会付託案件の審査	7 PAGE
4. 一般質問	8～11 PAGE
5. 臨時会審議	12 PAGE
6. 所管事務調査	13 PAGE
7. コラム	14 PAGE

平成19年第4回定例会審議



平成19年第4回定例会は、12月6日から12月21日までの16日間の会期で開催されました。今定例会では、平成19年度各会計補正予算、条例の制定及び一部改正などについて、各所管の常任委員会へそれぞれ付託して審査を行ったほか、10日、11日の2日間において一般質問（後頁P8～11）が行われました。

今定例会に上程された議案等の要旨は次のとおりです。

議案第100号

市長の給料月額の特例に関する条例の制定について **可決**

▼議案第100号は、市長の給料を平成20年1月から3月までの3箇月分を2割減額するものです。

議案第101号

かすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定について **可決**

▼議案第101号は、廃棄物の発生の抑制、再生利用の推進並びに適正な処理方法について条例を定めるものです。

質疑 条例提案に至った経過を伺う。
環境経済部長 廃棄物の減量や適正処理に関する責務等については特に定められておりませんのでしたので制定しました。

質疑 粗大ごみ処理の負担について伺う。
環境経済部長 市内の粗大ごみの収集の量は、年々増加しております。処理をする一部事務組合では破砕機やごみ及び粗大ごみ処理施設等を併用して処分している状況です。近隣市でも粗大ごみの有料化を行っているところもあり、当市においても増え続ける粗大ごみ

の対策として近隣市のような方式を検討したいと考えております。

議案第102号

かすみがうら市農業後継者育成条例の一部改正について **可決**

▼議案第102号は、農業後継者のための育成資金の融資を行う農林漁業金融公庫が、株式会社日本政策金融公庫に統合されることに伴い条例の一部を改正するものです。

議案第103号

かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正について **可決**

▼議案第103号は、かすみがうら市都市公園条例の題名変更に伴い、条例の別表の一部を改正するものです。

議案第104号

かすみがうら市個人情報保護条例の一部改正について **可決**

▼議案第104号は、統計法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第105号

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について **可決**

▼議案第105号は、条文にある公庫の予算及び決算に関する法律の一部

改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第106号

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について **可決**

▼議案第106号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正並びに、国家公務員の育児休業等に関する人事院規則の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第107号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正について **可決**

▼議案第107号は、人事院勧告に伴い、市職員の給与について国に準じた制度とするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第108号

かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部改正について **可決**

▼議案第108号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例に規定する条項に変更が生じたため、条例の一部を改正するものです。

議案第109号

かすみがうら市医療福祉費支給に

関する条例の一部改正について

可決

▼議案第109号は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例に規定する条項に変更が生じたため、条例の別表の一部を改正するものです。

議案第110号

かすみがうら市国民健康保険条例の一部改正について **可決**

▼議案第110号は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の納税義務者が年齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の被保険者である世帯主の場合において、徴収方法を特別徴収で徴収することにより、条例の一部を改正するものです。

議案第111号

かすみがうら市ドラゴンボート施設使用料条例の一部改正について **可決**

▼議案第111号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例に規定する条項に変更が生じたため、条例の一部を改正するものです。

議案第112号

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

の一部改正について **可決**

▼議案第112号は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

質疑 法律の改正の主な点とそれに関する条例改正の詳細説明。

消防長 消防団員の資格任用条件である「年齢18歳以上の者」を削除するものです。

議案第113号

平成19年度かすみがうら市一般会計補正予算(第4号) **可決**

▼議案第113号は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,090万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億9,903万6千円とするものです。

質疑 消防施設整備費の内容・新治地方広域事務組合派遣職員負担金の減額の説明・土木費の特定幹線市道整備事業費における道路基礎調査について伺う。

消防長 今年度整備した消防団の消防ポンプ自動車の補助金です。総務部長 当初予算は職員3名で予算要求しましたが、派遣は2名となり1名の減員となったので、その減額分の補正をするものです。

土木部長 合併市町村幹線道路路緊急支援整備事業に認定された、穴倉下稲吉線付近への跨線橋整備事業

業の現況の把握、事業評価等、整備に伴う効果や必要性の検討をする基礎調査を行うものです。

質疑 幼稚園就園奨励費補助金の増額と道路基礎調査委託費及び就学援助費の増額について伺う。

教育部長 当初予算では327名の数字を見込んでいたが、26名多くなりました。就学援助費も対象となる児童数を50名と見込んでいたが、29名多くなりましたので増額予算となりました。

土木部長 穴倉下稲吉線の付近を調査しますが、合併特例債事業の承認を受けた中で整備計画をするものです。

議案第114号

平成19年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) **可決**

▼議案第114号は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ20万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、43億1,978万6千円とするものです。

議案第115号

平成19年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第3号) **可決**

▼議案第115号は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ15万3千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を、9億9,308万円とするものです。

議案第116号

平成19年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) **可決**

▼議案第116号は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ22万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、3億6,833万8千円とするものです。

議案第117号

平成19年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第3号) **可決**

▼議案第117号は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,955万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、22億806万1千円とするものです。

議案第118号

新治地方広域事務組合規約の変更について **可決**

▼議案第118号は、新治地方広域事務組合規約の一部に変更が必要なため議会の議決をするものです。

質疑 条例中「ごみの収集、処理」を「ごみの処理」に改めるのはなぜか。

環境経済部長 新治広域事務組合の規約の変更です。今までの構成公共地方団体の合併等により構成市により契約形態を統一するため、規約の変更を行うものです。

議案第119号

市道路線の廃止について **可決**

▼議案第118号は、坂地内に位置した、市道を廃止するため議会の議決をするものです。

議案第120号

かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について **可決**

▼議案第120号は、かすみがうら市生産物直売所の指定管理者を指定したので、議会の議決をするものです。

議案第121号

かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について **可決**

▼議案第121号は、かすみがうら市活性化センターの指定管理者を指定したので、議会の議決をするものです。

議案第122号

かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について **可決**

▼議案第122号は、かすみがうら市水

族館の指定管理者を指定したので、議会の議決をするものです。

質疑

議案第120号から第122号 それぞれ応募者はどれ位あったのか、選定した経過説明を求めます。

環境経済部長 議案120号及び121号につきまして非公募により実施をして現在の管理者を指定管理候補として選定して候補者となりました。

議案122号については3社の公募がありましたので検討委員会で審査し候補者の決定を行いました。

発議第6号

かすみがうら市議会議員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正について **可決**

▼発議第6号は、市議会議員に支払われる費用弁償を平成20年4月1日から支給しないことの議決をするものです。

議長発議

閉会中の継続審査について **決定**



請願・陳情の審査結果

請願第8号

妊婦無料検診の充実を求める請願 **採択**

請願第9号

子ども医療無料制度の所得制限撤廃を求める請願 **不採択**

請願第10号

高齢者に負担増と差別医療を強い2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願 **継続審査**

陳情第9号

高齢者に負担増と差別医療を強い2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情 **継続審査**

陳情第10号

地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情 **不採択**

陳情第11号

斎場移転計画に伴う要望 **不採択**

陳情第12号

要望書（各委員会の常時原則公開の規則改正） **趣旨採択**

陳情第14号

2008年度以降もBSE全頭検査を継続することを求める **採択**

陳情第15号

日豪EPA/FTA交渉に対する陳情 **採択**

陳情第17号

要望書（合併特例債事業の見直し等審議会の設置） **趣旨採択**

陳情第19号

要望書（霞ヶ浦新庁舎内に喫煙場所を設置） **継続審査**

委員会発議第1号

飲酒運転根絶都市宣言に関する決議（案）について **決議**

委員会発議第2号

日豪EPA/FTA交渉に対する意見書（案）について **可決**

委員会発議第3号

道路整備の推進と財源の確保に関する意見書（案）について **可決**

第4回定例会討論

議題になっている議案等に対し賛成・反対の意見が述べられました。

○議案第100号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

反対討論

議員報酬問題に端を発した市長の対応には市民から批判の声が挙がっているにもかかわらず行政全般の反省も含むとしたが、議員報酬引上げ条例の提案者としての責任については、3月議会で自身自身の給与の引上げを提案しなかったことを挙げ20%は妥当だと述べました。私は、財政に目に見える形で実行するよう提案したが、あらためて市長給与の大幅な削減を要請して反対とします。

反対討論

本来、市長が道義的責任として替えられるものは、まちづくりであり、市長報酬を下げるものならば、行財政改革によるものだけではありません。その責任について市民から進退の審判を受ける選挙こそが地方自治の制度であります。本議案を任意提案されたことまで

は、道義的責任として評価できるものもありますが、原案を可決することは、地方自治法における首長の職権行使の独立について当市議会も侵害してしまうものであります。私は、この議案可決が地域の停滞を招かぬよう反対をします。

賛成討論

市長は、自らがその姿勢を示して、このまちにどうしても誠意を示したいという心意気で今回提案されたものであり賛成します。

○議案第110号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部改正について

反対討論

後期高齢者医療制度の導入に伴い前期高齢者と呼ばれる年金受給者65歳から74歳までの被保険者である世帯主から国保税を年金から天引き（特別徴収）することができるといふ条例だが、このようにはやり方は、国の法改正に基づくとはいえず、追従して賛成などできません。

賛成討論

後期高齢者広域医療制度については、高齢者の皆さんには、安心

して医療を受けることが出来ます。また、将来の年金受給が問題になってくる次世代のためにご理解をいただき、将来を担う若者が日本に夢や希望が持てるようご協力を切に願ひ、高齢者医療制度を安定させる本議案について賛成いたします。

○議案第113号 平成19年度かすみ がうら市一般会計補正予算（第4号）

反対討論

合併特例債事業の第1号の宍倉下稲吉線の跨線橋建設のための交通量や費用対効果など必要性や方向性を調査するとあるが、調査する以前になぜ財政シミュレーションをしないのか。合併特例債はあくまで借金であり後年度に負担をもたらすものです。この事業は跨線橋建設だけではなく、アクセス道路を含むと莫大な建設費用が掛かることは明らかで、この委託費はムダづかい予算であり、反対です。

○議案第120号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について及び議案第121号かすみ がうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について

反対討論

かすみがうら市生産物直売所は市の特産品等を展示、直売することによって、地域特産物への理解と消費拡大を図るとともに、地場産業の振興と観光客の誘致を促進することを目的としています。また、活性化センターにしても、何故いま指定管理者に代行しなければならぬのか明確な根拠がありません。市当局は、市内外に広くこれを紹介し、地域特産物への理解と消費拡大を図ることを真剣に考え住民サービスに資するののか疑問であり、行政の民間任せの姿勢には反対です。

○議案第120号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について

賛成討論

行政改革に伴い、経常費を削減しなければ将来事業を推進できない緊縮財政において、行政改革の一角を担うこれら指定管理者制度の率先した取り組みは、大変評価できるものであります。この施行が歳出削減となると共に市民サービスの向上策として指定管理者の選定において、当市初の試みとしても十分な審査を行いより良くな

るものとして選定を行った経過が備わっているためです。本件は民間事業者の活力やノウハウを手本とすることに期待し、当市の税収向上への期待と共に積極的な行政改革となる本議案について賛成いたします。

○議案第122号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について

反対討論

当市水族館は霞ヶ浦の生態系を市民だけではなく広く県民・国民に知ってもらう貴重な公共施設です。いわゆる観光目的だけではなく、学校教育施設及び霞ヶ浦生態系の研究施設としての役割が望まれています。重要な公の施設を、公共性を持たない営利を目的とする民間企業にまかせることが、当市の将来に資するのか、何よりも自治体の責任が果たせるのか大いに疑問です。よって水族館の指定管理者への移行には反対です。

○請願第8号 妊婦無料検診の充実を求める請願書

賛成討論

就学前までの子どもの医療費無料制度の所得制限については、撤

廃を求める声が広がっています。現在所得制限に掛かる対象者は約600人で、全体の2割ですが、その所得の制限額は401万円、扶養1人いれば431万円です。県内でも牛久市や潮来市、城里町などが所得制限をなくしています。かすみがうら市が所得制限を撤廃するのに2,000万円あれば可能です。大型事業を抑えて、市民生活に結びついた事業を重視した施策や入札制度改革で生み出された落札差金などの活用を行えば財源は確保できます。子ども医療費所得制限を撤廃して、子育てしやすいかすみがうら市をつくろうではありませんか。この施策が引いては地域の活性化に繋がります。

○陳情第10号 地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情書

賛成討論

今、地方財政は危機的な状況にあります。地方財政危機の主要な原因は、第一に、公共事業の地方債償還が重くのしかかっていること、第二は、三位一体の改革です。

三位一体の改革では、大企業本位の財政運営と国の財政再建を優先

させて自治体財政を削減したことです。ところが「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」は、自治体財政運営に大きな影響を与えるものと予想されます。この法律は財政の健全化が目的であり、住民が安心して住み続けることのできる地域・自治体の再建策ではありません。国は国民のくらしと権利を守り国民に対して生活向上を図り、自治体が地域実態に応じた施策の展開を図れるように、財源保障を行うことを基本とすべきであります。この陳情について、住民のくらしを守る自治体財政の確立を求めるもので賛同いたします。

○陳情第11号 斎場移転計画に伴う要望書

賛成討論

石岡地方斎場移転計画は、石岡市染谷中島地区に移転する計画で進められようとしています。土地取得の計画が問題です。9月20日には、元石岡市議34名が、管理者である石岡市長に対し、計画変更の申し入れを行っています。移転予定地の土地取得額が「実勢の3倍以上で不適切」と主張していますが、この移転事業の財源について、管理者側は、合併特例債

を活用する考えですが、私は後年度の負担を考えれば現有施設での全面的な改修・改築で充分可能だと考えています。要望書にもあるように当然、民業圧迫は避けるべきであり賛同いたします。

○委員会発議第3号 道路財源の推進と財源の確保に関する意見書（案）

反対討論

道路特定財源は半世紀前に、整備が急務だという理由で臨時措置法としてスタートした制度です。本来に必要な道路は一般財源で建設できます。慢性化している国道6号バイパスや国道354号整備は一般財源化されてしまったら整備ができなくなるといっても過言ではありません。道路特定財源は高速道路中心で、生活道路整備にはほとんど使われていないのが現状です。巨額の税収をあてにして無駄な道路をつくり続け、浪費の温床となってきた道路特定財源をやめ、使い道特定しない一般財源として、社会保障などの予算にも回せるようにすることは国民的な重要課題です。よって、道路特定財源確保を前提とした今回の意見書案には賛成できません。

委員会付託案件の審査

文教厚生委員会

【付託案件】

- ・かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- ・かすみがうら市国民健康保険税条例の一部改正について
- ・平成19年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- ・平成19年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- ・平成19年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- ・妊婦無料検診の充実を求める請願
- ・子ども医療無料制度の所得制限撤廃を求める請願
- ・高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願
- ・高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情

【審査内容】

Q：後期高齢者医療制度では保険料を年金から天引くという内容だが65歳以上なのはなぜか伺う。

A：老人保健制度が変わり、65歳以上を前期高齢者として取り扱います。75歳以上を後期高齢者として独立した制度を創設し年金の支払は通常65歳からとなりますので、後期高齢者と同じく年金の支払から徴収できるものと思われま

Q：TTの非常勤講師の報酬が低いのではないかと

A：県の標準単価で時給1,740円。年間上限が1,015時間です。

Q：今回の請願事項に公費負担14回実施に向けて計画していただくと同時に、当面5回の実施を行うといたしまして、執行部に予算計上をお願いいたします。



▲TT授業風景

総務委員会

【付託案件】

- ・市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- ・かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正について
- ・かすみがうら市個人情報保護条例の一部改正について
- ・かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ・かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ・かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正について
- ・かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部改正について
- ・かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- ・平成19年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- ・地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情
- ・要望書（各委員会の常時原則公開の規則改正）
- ・要望書（合併特例債事業の見直し等審議会の設置）
- ・要望書（霞ヶ浦新庁舎内に喫煙場所を設置）



▲平成20年出初式

【審査内容】

Q：市長の給料月額の特例をした理由の詳細について、説明願いたい。

A：私の1年間の行政運営を私なりに振り返り私自身、反省するところは反省するという事で、自らを戒めながら律していきたいという総括的な反省として、提案いたしました。

Q：今年度、職員課において人事評価制度の取り組みについて伺う。

A：人事評価制度は、策定中であり、施行は1年から2年先になると考えております。

Q：開かれた議会を目指す内容ということであり、賛同できる内容ですが、傍聴席の確保が困難な状況もあり、今の時点で採択は難しいと考えます。趣旨については十分に理解できる部分があります。



▲志筑小学校校舎



古橋
智樹
議員

A 市長 健全な財政運営を進めるためにも、長期的な財政見込みを作成し、それらを軸とした歳出全体の見直しが必要であると考
Q 市財政の経常費縮減策について伺う。

A 市長 現在、少子化が進む中で統廃合の考え方もあると認識しております。統廃合を考えると、学校の財政的な運営の視点と教育的な視点の両
Q 志筑小学校新校舎による統廃合について伺う。

方が必要だと思えます。志筑小学校新校舎は将来に拡張できるスペースを持った学校と考えております。今後、すぐに統廃合を行なうことはできませんが、市民の意見も聞き、議論をしながら検討を進めて行きたいと考えます。

A 財政は想定をはるかに上回り大変厳しい環境

Q 合併時に掲げた経常費の縮減効果は

産業建設委員会

【付託案件】

- ・かすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定について
- ・かすみがうら市農業後継者育成条例の一部改正について
- ・かすみがうら市ドラゴンボート施設使用料条例の一部改正について
- ・平成19年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- ・平成19年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- ・平成19年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- ・新治地方広域事務組合規約の変更について
- ・市道路線の廃止について
- ・かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について
- ・かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について
- ・かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について
- ・斎場移転計画に伴う要望
- ・2008年度以降もBSE前頭検査を継続することを求める陳情
- ・日豪EPA／FTA交渉に対する陳情

【審査内容】

- Q**：ドラゴンボートは、今の状態では傷んでいるが安全策について伺う。
- A**：平成9年度に導入をして、11年目を迎えますので、来年度に予算計上し、調査します。
- Q**：水族館の維持管理は、魚類の管理まで行うのか。
- A**：指定管理者は、施設の維持管理、魚の飼育も含まれます。
- Q**：斎場移転計画に伴う要望関係で今計画している斎場は6haで計画しているが火葬場の使用割合も霞ヶ浦地区が140数名、千代田地区が190数名である。6haも用地を新たに取得する必要があるのか、セレモニーホールは民間もあり、民間に任せればよいのではないのか。



▲ドラゴンボートレース

質問事項

1. 市財政の経常費縮減策について 1) 経常費の効率化された成果状況及び伸縮率について 2) 合併特例債事業による経常費縮減策と今後の経常費縮減の目標について
2. 神立駅周辺地区整備について 1) 商業地域の統一された景観形成による魅力と効果について 2) 跨線橋と神立停車場線による拡張性の効果について
3. 霞ヶ浦新庁舎の効果について 1) 三方を湖に囲まれ東西に長い行政界を管理するための分庁舎方式の役割について 2) 庁舎設計における産業とコミュニティの活性スペースについて 3) RC構造の割合とその設計根拠について
4. 志筑小学校新校舎の役割について 1) 校舎耐震調査結果や基本設計図等有識者に示さない姿勢について 2) 経常費縮減のため新校舎の統廃合に応ずる拡張性と旧校舎について
5. 行政全般について 1) 課長等の管理職人選・配置（政治任用）による当市への効果について 2) 市長及び市役所の勤務の周知不足について 3) 財源不足における市の啓蒙低下について 4) 瑕疵情報による市の毀損被害について
6. 環境行政について 1) 現行法令において鶏糞悪臭の行政管理責任が茨城県と右岡市にあることについて 2) 犬糞放置の罰則化と犬糞の推奨する廃棄処理方法について



▲つくばファームの鶏糞脱臭装置

栗山 千勝 議員

圓城寺正道 議員

Q 下水道加入の進捗について伺う。

A 市長 官に携わる者の加入については、これまでもご質問をいただいておりますが、総合的に加入率の向上を図る上では、関係職員の早期加入が肝要であります。地域の模範となるよう、強く推進していきます。

Q 職員の査定・評価はどのように実施している

のか伺う。

Q 官に携わる者のその後の下水道接続状況は

A 地域の模範となるよう推進します

のか伺う。

A 総務部長 市の事務につきましましては、行政組織規則等に各課・係の事務を掲げ、配置の人員のなかでその事務を分掌し進めることにより、責任の明確化と事務の効率化を図っています。職員の査定、評価は処分等の事項が発生した際には昇給や昇格に影響する内容となります。しかしながら、国の地方行革指

針や人事院勧告によって、人事管理の改善や勤務実績の給与反映が求められていることから、市のほうでも、人材育成基本方針において、目標による管理を取り入れた人事評価制度の構築を掲げ、努力が報われる人事制度を確立し、これにより、質の高い行政サービスが提供できるよう、現在、検討をしているところです。



▲霞ヶ浦の水質を守る下水道

Q 悪臭防止装置はどうするのか

A 改善計画により実施します

Q 福祉バス・コミュニティバスの運行改善策について伺う。

A 総務部長 福祉バスにつきましては、大型車2台、小型車2台の、合計4台を所有しております。福祉バスは福祉事業及び市が主催する各種事業の執行を図るうえでは、必要なものと考えております。今後におきましては、民間のバスを利用した場合の費用負担等を視野に入れながら、4台の福祉バスの利用を考えます。

A 市長公室長 コミュニティバスの委託契約は、運賃を徴収して運行する一般乗合旅客自動車運送事業の路線バスの形で運行をしております。現在、利用率等の問題もありますが運行経路等の見直し作業を進めて、利便性の向上と運行の効率化に向け検討をします。

Q 悪臭対策について伺う。

A 環境経済部長 事業者より9月28日に悪臭問題に関する改善計画書が提出され、この改善計画書により対策を講じているところであります。この改善計画は、脱臭スクラバーの増設及び発酵棟から臭気を吸引し水洗脱臭装置への臭気対策を講じています。さらに、鶏糞を焼却する機械装置の導入があります。この機械装置の導入については、現在認可申請を行うため、必要な調査並びに県との協議を進めています。

質問事項

- 行政全般について
 - 1) 民間からの目的指定寄付金の一部用途不明について
 - 2) 開発行為での道路敷寄付地の嘱託登記について
 - 3) 入札制度の見直しをした、その成果はいかに
 - 4) 予定価格、最低制限価格算出について
 - 5) 検査管財課、検査担当の知識度について
 - 6) 職員の教育について
 - 7) 行財政改革は、当市の財政状況から急務と考えます。市長の考えは
 - 8) 霞ヶ浦庁舎建設について
 - 9) 悪臭対策について
 - 10) 福祉バス、コミュニティバスの運行改善策について
 - 11) 特例債事業の見直しについて
 - 12) 保存文書の管理等について
 - 13) 市長の政治姿勢について
 - 14) 新治地方広域事務組合の残業代過払いについて

質問事項

- 下水道関係について
 - 1) 加入について
 - 2) 予算の執行について
- 水道関係について
 - 1) 給水関係工事内容について
 - 2) 委託業務内容について
- 金融関係について
 - 1) 指定金融機関について
- 新庁舎計画について
 - 1) 見直しについて
- 一般行政について
 - 1) 職員の配置について
 - 2) 職員の査定・評価について
- 補助金について
 - 1) わかさぎ孵化放流事業補助金について
 - 2) その他の補助金について

桂木 庸雄 議員



▲将来目指すべき合併パターン

Q 広域合併は土浦市へ

住民税が6月から大幅に引き上げられたが、その徴収状況について伺う。

Q 道州制導入に伴う市町村の再編について伺う。

A 市民部長 個人市民税の徴収状況について、10月末現在の現年分と繰越滞納分の合計で、徴収率は51.94%です。個人県民税の10月末現在の徴収率は51.46%です。今年度は、徴収部門を一元化をし、徴収努力を行っているところであります。

A 市長 平成12年に県で策定された将来目指すべき合併パターンでは、水戸市・ひたちなか市を中心とした地域と、土浦市・つくば市を中心とした地域に、人口50万人程度の2大中核拠点都市を育成することとしており、かすみがうら市は牛久市、阿見町とともに、土浦市・つくば市を中心とした地域に位置付けられています。これと同等に取り扱うパターンとして、石岡市、小美玉市との組み合わせも示されているが、土浦市、つくば市との組み合わせを考えております。現時点では、道州制と市町村合併の歩調は同じとは言えないと思いますが、方向としては、さらなる広域化ということになるかと考えております。

A 土浦市、つくば市との組合せを考える

Q 市役所の窓口改善（延長と休日開庁）について

A 自動交付機の整備による機能充実（業務種目の拡大）をめざす

佐藤 文雄 議員

Q 市役所窓口は市民と接触する一番重要な部署であり、実務に精通したベテランを配置するなど正確で丁寧な情報の手続などが行われるべきだ。近年は共働き家庭も増えており、市役所窓口延長と休日開庁の要望も寄せられている。当市でも試行的にでも実施できないか。

A 市民部長 休日の業務提供と対応には休日開庁と自動交付機等の整備によるサービス

Q 社会保険庁改革関連法案が今年の6月に成立し、国民

A 市民部長 国民年金関連法案は詳細に承知していませんが、現在、保険料の滞納者への短期保険証交付については6箇月の短期で発行しております。



▲中央出張所に設置されている自動交付機

質問事項

- 1.市の行政改革について 1) 議員報酬引き上げ条例について 2) 審議会等の傍聴公開について 3) 市役所窓口改善について 4) 市職員の倫理観と処分について 5) 取納対策について
- 2.入札制度の改善について 1) 一般競争入札及び指名競争入札の拡充と改善について 2) 最低制限価格について 3) 市道⑥号線迂回路工に関わる疑惑について 4) 湖北環境衛生組合のし尿処理施設建設に関する談合問題について
- 3.向原土地区画整理事業について 1) 保留地販売について 2) 債務負担行為の執行について
- 4.水道事業について 1) 県との契約水量について 2) 借換え債について 3) 県の地下水規制について
- 5.教育行政について 1) 専門司書の設置について 2) 学校施設の耐震化について
- 6.福祉行政について 1) 国民健康保険制度について 2) 75歳以上の高齢者医療について
- 7.住み良いまちづくりについて 1) つくばファームの悪臭対策について
- 8.市の補助金について 1) かすみがうら市漁協の補助金不正受給問題について

質問事項

- 1.財政問題について 1) 住民税が6月から大幅に引き上げられたが、その徴収状況について 2) 県税徴収率の低い市町村への県単補助金カットについて
- 2.行政改革について 1) 道州制導入に伴う市町村の再編について
- 3.福祉行政について 1) 学童保育の少人数制の実施、その他について
- 4.教育問題について 1) 全国学力テストの結果を踏まえた今後の対応について 2) いじめ問題の現状と課題について



▲下稲吉中学校のカウンセラー室

中根 光男 議員

山内庄兵衛 議員

Q 教育相談の充実と対応について伺う。

A 教育長 児童生徒の悩みや心の問題につきましては、学業や友人関係などさまざまな問題がありますが児童生徒自身が問題を自分なりに解決できる力を育てていけるように、子ども達に寄添いながら教育相談を進めてまいりたいと考えております。具体的な方策として、担任による教育相談を実施する。

Q 担い手を支える農業支援策について伺う。

A 市長 本市における農業担い手への支援については、か

また、養護教諭による児童生徒の相談なども実施しております。さらに、保護者の相談にも応じるスクールカウンセラーや教育支援センター及び土浦児童相談所等の関係機関を活用しながら、教育相談の充実を図っているところです。

すみがうら市地域担い手育成総合支援協議会を軸に、土浦地域農業改良普及センターやJA農業協同組合との連携のもとに、実施をしているところです。現在の支援状況ですが、11月末現在、138名の認定農業者の方々に対しまして、農業経営改善計画策定後のフォローアップを通して、計画達成に向けた経営能力の向上や経営規模の拡大、法人化等を支援しているところです。

A スクールカウンセラー等の活用を図る

Q 教育相談の充実と対応について

A 環境経済部長 ハクピシンの被害について確認を

ます。



▲はす田の防鳥網

Q はす田へのカモ類の被害対応策について伺う。

A 環境経済部長 はす田への鳥獣被害は、主にカモ等による苗の育成期に発生することから、例年、春に地元猟友会の協力を得て、有害鳥獣捕獲事業を実施し、被害防止に努めているところであります。また、防鳥網につきましては、平成16年度にJA土浦蓮根本部会霞ヶ浦支部が野菜

構造改革促進特別対策事業に取り組み、防鳥網の施設整備を行った経過があります。現在も、カモ等による食害が継続して発生していますので、農協や県などの関係機関と連携を図りながら、対策を講じたいと考えております。

行ったところ、千代田地区、霞ヶ浦地区とも、果樹園への被害が多く発生しております。この対策といたしましては、圃場への防風ネットと電気柵設置の進入対策と捕獲箱を利用して個体の捕獲が有効です。関係する生産部会に被害状況を確認しながら、現在、防除施設の整備と、捕獲箱の活用を検討を進めております。

質問事項

1. 市長の政治姿勢について
 - 1) 先の住民署名と長の責任について
2. 教育行政について
 - 1) プールの問題について
 - 2) 学校施設の整備について
3. 道路行政について
 - 1) 各区長等から提出された道路要望について
 - 2) 上稲吉・馬立地内バイパス整備について
4. 農林業関係について
 - 1) はす田の防鳥対策について
 - 2) ハクピシンの対策について
5. 滞納について
 - 1) 各滞納金について

質問事項

1. 土木行政について
 - 1) 大塚団地、道路地盤沈下について
2. 教育行政について
 - 1) 教育内容の向上について
 - 2) 教育相談の充実と対応について
 - 3) 学校図書館の充実について
3. 福祉行政について
 - 1) 障害者福祉の充実について
4. 農業行政について
 - 1) 担い手を支える農業支援策について

平成19年第3回臨時会が11月21日から28日まで開催され、提出された案件（1件）を可決いたしました。

議案第99号

財産の取得について 可決

▼議案第99号は、霞ヶ浦庁舎建設事業用地としてかすみがうら市大和田字西明内地内の土地（2万1,234.59㎡）を取得するため議会の議決をするものです。

質疑 敷地の選定理由・庁舎建設の必要性・流末処理について伺う。

市長 主要部分の老朽化が激しく施設の複雑化、狭隘化が顕著で事務の執行率が損なわれ、住民の応接及び相談等にご不便をおかけしている状況にあり市民の施設利用と事務執行の両面において利便性を図る上で必要と考えます。

総務部長 霞ヶ浦庁舎建設審議会が設置され4箇所を候補とし検討をして交通アクセスが良い場所であり防災の拠点、市民の交通拠点として最適であり北側と東側が発展する可能性を持つことから決定しました。調整池に調整した後に建設予定地の西側の水路を利用し放流することとあわせて市道の歩道部へ排水管を敷設し圧送する2つの考えを持ってあります。

質疑 庁舎問題についての要望書の取り扱いをどのようにしたか、霞ヶ浦庁舎建設の見直しは合

併特例債事業の主要事業検討委員会の対象になっていないのか、庁舎建設について市民への情報提供をされたのか伺う。

市長 要望書等はさまざまな方からいただいております。文書で回答はしておりませんが内容が十分に検討しております。市民への情報は市民懇談会、区長会との懇談会、或は議会、地元土地の関係者への説明を実施しております。

副市長 庁舎建設につきまして既に基本設計や用地取得に係る事業認可を完了しており地権者の了解も得ています。検討委員会の中では検討作業を行うにあたっての手順を確認し具体的な事業の検証は対象事業の中長期の財見通しを確認した上で作業を行うことになっております。

質疑 霞ヶ浦庁舎建設は財源的な問題と利用効率との面についてどのような考えなのか伺う。

市長 本庁舎方式が理想の形だと思えます。これまでの経緯、財源的な問題を含み、かすみがうら市は東西に広がった地形をしております。霞ヶ浦庁舎は規模等も十分検討して適正な庁舎を造る必要があるのではないかと考えております。



霞ヶ浦庁舎建設位置図（霞ヶ浦地区全図）

所在地	かすみがうら市大和田地内
面積	21,234.59㎡
取得価格	161,572,287円

○ 閉会中に行われた常任委員会

総務委員会

《平成19年10月18日開催》

調査項目

- ・ 予算の執行状況について
- ・ 霞ヶ浦庁舎建設について
- ・ 合併特例債事業について

《平成19年11月19日開催》

調査項目

- ・ 予算の執行状況について
- ・ 霞ヶ浦庁舎建設について

《平成20年2月8日開催》

調査項目

- ・ 総務委員会の所管事項調査について
- ・ 陳情第19号要望書について

総務委員会研修
平成20年2月8日
千代田庁舎3階会議室

- ・ かすみがうら市の防災対策・各種統計による動態についての研修会の開催



▲研修会の様子

文教厚生委員会

《平成19年10月26日開催》

調査項目

- ・ 所管の予算の執行状況について
- ・ 文教厚生委員会の所管に関する事項について
- ・ 文教厚生委員会の委員会研修に関する事項について

《平成19年11月16日開催》

調査項目

- ・ 文教厚生委員会の所管に関する事項について



▲完成間近の（仮称）かすみがうら市福祉センター



▲柏市役所前にて撮影

文教厚生委員会研修
平成19年11月22日
千葉県柏市役所学童保育の現状を視察
・ 松葉一小こどもルーム
・ 花野井学童クラブ（自主学童保育所）

産業建設委員会

《平成19年10月11日開催》

調査項目

- 1) 道路整備について
 - ・ 跨線橋について
 - ・ 西成井トミン自動車教習所の進入路について
 - ・ 粟田橋の進捗状況について
 - ・ 雪入の道路計画について
- 2) 環境衛生及び公害に関する事項
 - ・ つくばファームのその後について

《平成19年10月18日開催》

調査項目

- ・ 産業建設委員会所管に関する事項

《平成19年12月5日開催》

調査項目

- ・ 所管の予算に関する事項について
- ・ わかさぎ孵化放流事業補助金

産業建設委員会研修
平成19年9月28日
桜川市役所
下水道の整備状況を視察
・ 下水道事業（合併浄化槽）について



▲桜川市役所前にて撮影

茨城県市議会議長会主催の「平成19年度議員研修会」が開催され矢口栄造議長ほか市議會議員4名が参加しました。

平成19年11月8・9日につくば市オークラフロンティアつくば及び国土地理院において研修会が行われ8日は、元はとバス代表取締役宮端清次氏による「はとバス再建から得た教訓：これからの自治体のありかた」で講演が行われました。9日は国土地理院にて電子技術による測量や地殻観測等の近代測量の説明がありました。



平成20年
第1回定例会市議会議会のお知らせ

第1回定例会市議会議会は、3月6日(木)から開会となっております。会期日程については、お知らせ版に掲載させていただきます。
なお、本会議はどなたでも傍聴することができます。どうぞお気軽にお越しください。

請願と陳情

請願とは、国民が国や地方公共団体に對し一定の希望を述べたことをいいます。

請願を提出するときは文書で作成し紹介議員が署名または記名押印して議長あてに提出します。議長は請願を受理して所管の常任委員会に付託をします。委員会では審査の後、本会議において当該請願に對して採決を行います。これに對して陳情は請願のように紹介議員が必要ありません。そのため各議会において様々な取り扱いをしています。ただし、陳情であっても会議規則で定めるとおり、その内容が請願に適合するものについては、請願と同様の取り扱いをします。



詳しいことは、議会事務局へお問い合わせください。

電話 0299 (59) 2111 内線 1302

ホームページ <http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/gikai/>

メールアドレス gikai@city.kasumigaura.ibaraki.jp

編集後記

今年の冬は例年になく寒い日が続いておりますが、梅の便りが届く春も間近と思われれます。
しかし、かすみがうら住民にとつて合併以来まだ春を感じて頂けないかも知れません。昨年4月以降水道料や保育料その他、住民の経済的負担が増え、その上6月からは住民税の所得割が倍増され重税を強く感じておられる事と思います。尚、新年度から高齢者の医療費負担の増税が予想されるなど明るいニュースがありません。この事は、医療や福祉費の削減に向け住民個々の自助努力が求められる時が来てしまった様に思われます。それだけに市行政においては、今後財政基盤の確立に努め社会保障の充実を図り住民の経済的負担の軽減を目指し健全な行政運営の実現により市民の方々の生活に春の訪れを実感できる「まちづくり」に努めなければなりません。議会だよりの編集に皆様のご意見をお寄せ頂きます事をお願いし、又、時節柄お体を十分ご自愛ください。

(編集委員 桂木 庸雄)